

第 20 期

第 30 回

総会議事録

令和 8 年 9 月 17 日

1. 開催年月日 令和8年9月17日(水)
2. 開催場所 郡山市役所西庁舎5階 5-1-1会議室
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 郡 司 兼 介

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

【事務局次長兼農地調整係長】 草 野 哲 也

【農業振興・農業法人係長】 岩 谷 智恵子

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時56分

8. 閉会宣言 15時2分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

渡邊 清助

署名人

藤田 稔

事務局	ただいまより、第30回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。 在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。
会 長	皆さん、こんにちは。久しぶりに天気が良くて、作業したかった方もいると思いますが、けがなどしないように充分、注意して下さい。 議案について、慎重審議をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。
	(全員異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 7番 渡邊 清助 委員 16番 藤田 稔 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。
事務局	タブレットの正誤表をご覧ください。 議案書の6ページの中田11番と7ページの中田12番の農地区分と農振法区分に誤りがありましたので訂正させていただきます。 なおこの2件は、農地転用の許可基準がないので取り下げになりました。 よろしくお願いいたします。

議 長	ただいまから、議案審議に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1 番 1 件について付議いたします。 安藤 嘉行委員の調査報告を求めます。
安藤 嘉行 委員	1 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 申請地は以前から受け人が耕作していましたが、隣地との境界が確定していなかったため、申請に至りませんでした。 この度、受け人が測量をし、隣地所有者の合意を得て境界が確定しました。 現地には野菜が作付けされており、今後も畑作を行うとのことでした。 この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について許可と決します。 次に 2 番から 4 番までの 3 件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	2 番から 4 番までの 3 件について、調査の結果を報告いたします。 まず 2 番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。

	受け人と妻、両親、妹が農作業に従事します。 次に 3 番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 次に 4 番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、両親、妹が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2 番から 5 番までの 3 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2 番から 5 番までの 3 件について 許可と決します。 次に 5 番 1 件について、付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎 委員	5 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 9 月 4 日、事務局会議室で佐久間会長、濱津職務代理者、影山推進 委員、事務局職員と事前審査会を行いました。 9 月 11 日に現地を確認しました。

	申請地は自宅から500mの距離で、草刈りがしてあり、じゃがいもを栽培する予定です。 農作業は受け人が行います。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番 1件について許可と決します。 次に6番 1件について、付議いたします。 これは、わたしの報告なので議長交代いたします。
濱津職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	6番 1件について、調査の結果を報告いたします。 9月6日に現地確認及び聴き取り調査を行いました。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は弟への贈与です。 申請地は以前から受け人が耕作していました。 受け人と妻が農作業に従事します。 申請地は周辺農地と調和の取れた状況で適正に管理されております。 全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
濱津職代	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

	(質問、意見なし)
濱津職代	6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
濱津職代	異議ないものと認め、6番 1件について 許可と決します。議長交代いたします。
議 長	議長交代いたしました。 次に7番 1件について、付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野 和介 委員	7番 1件について、調査の結果を報告いたします。 9月4日、事務局会議室で事前審査会を行いました。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、農業開始です。 渡し人には後継者の弟がいましたが、12年前に事故で亡くなり 母親名義の農地を守ってきました。その母親も昨年亡くなり、 渡し人が相続しました。 しかし、現在神奈川県で生活しており、日和田で農業をすることが できません。 受け人はこれまで板金業を営んでいましたが、農業にも興味があり ました。現在の住居から農地に近い所で暮らすことで両立が 可能との結論に達しました。 申請地は水稻地帯であり、これまで通り水稻を栽培します。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議 長	異議ないものと認め、7番 1件について、許可と決めます。 次に8番と9番の2件について、付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安 委員	8番と9番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず8番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 申請地は受け人の住宅に隣接しており、母畑開発事業で畑として換地された所です。 次に9番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 申請地は8番とつながっており、受け人の住宅の近くにあります。 同じく、母畑開発事業で換地された所です。 申請地は、それぞれの地権者が草刈りをして管理していましたが、耕作はしていませんでした。 許可後は野菜を栽培します。 農作業は受け人夫婦と息子が行います。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	8番と9番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、8番と9番の2件について許可と決めます。 次に10番と11番の2件について、付議いたします。

	濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	10番と11番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず10番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、息子が農作業に従事します。 9月10日、現地確認と聴き取り調査を行いました。 渡し人は高齢で今後のことを考え、受け人に売買することにしました。 次に11番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。 渡し人が高齢で遠方に住んでいることから今回の申請になりました。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 調査の結果、2件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	10番と11番の2件について、許可と決することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、10番と11番の2件について 許可と決します。 次に12番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	12番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。

	申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	12番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、12番 1件について 許可と決します。 次に13番 1件について、付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	13番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、経営拡大です。 社員3名が農作業に従事します。 9月1日に現地確認及び聴き取り調査を行いました。 申請地は適正に管理されていました。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項は ありませんでしたので許可相当と思われますが、 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

議 長	13番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、13番 1件について 許可と決します。 次に14番 1件について、付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛 委員	14番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は労力不足、農業開始です。 受け人が農作業に従事します。 9月4日に現地確認及び聴き取り調査を行いました。 申請地は昭和48年に売買していましたが、登記をしていなかった ため、今回の申請になりました。 申請地は受け人の実家の前にあり、通って自家用野菜を作ります。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	14番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、14番 1件について 許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず1番 1件について付議いたします。

	小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎委員	1 番について、調査の結果を報告いたします。 申請の目的は宅地への進入路です。 農地区分は第 2 種農地と判断しました。 9 月 12 日に現地確認及び聴き取り調査を行いました。 申請地は申請人の自宅に隣接しており、今年の春に買った土地で母屋を農業用倉庫として利用し、老朽化した納屋を解体して活用したいとのことでした。 申請地は購入時点で既に進入路として利用していましたが、農地転用手続きが未了でしたので、申請となりました。顛末書が添付されています。 調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1 番 1 件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第 2 種農地 2－1－（1）－オー（ア）－b で甲種農地の要件を満たしていない、宅地化の状況からみて 3－b－①～③に掲げる区域に該当することが見込まれる区域として、宅地化の状況が 3－b－①に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域でその規模がおおむね 10ha 未満の市街地近傍小集団農地です。 許可基準は 2－1－（1）－オー（イ）で、第 2 種農地の転用は申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	1 番 1 件について、

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。 次に2番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	2番について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は農家住宅です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 9月10日に現地確認及び聴き取り調査を行いました。 申請人の居住地が阿武隈川河川改修事業に伴い、移転することになりました。今後の農業経営継続と家族の生活再建のため、今回の申請になりました。 資金状況等に問題はなく、確実に実現すると認められます。 申請地の西側は一段高い段差のある農業用ビニールハウスで、北側は道路、南と東側は原野及び山林です。農地への日照等の影響はありません。 調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カー(ア)で農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。

	その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第2号を終わります。 続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。
須永 静夫 委員	1番について、調査の結果を報告いたします。 申請の目的は資材置場です。 農地区分は第3種農地と判断しました。 使用借人は使用貸人の娘婿にあたります。 申請の事由欄に期間4年と記載されていますが、これは貸借の期間です。 9月5日に現地確認及び聴き取り調査を行いました。 使用借人は石材業を営んでおり、10年ほど前から転用の手続きをせず、資材置場として使用していました。顛末書が添付されています。 周辺は小学校や工場、住宅に囲まれており、農地はなく、営農条件への支障はありません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、上の筆の

	農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で甲種農地の要件を満たしていない、住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。 許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は許可することができます。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。 次に2番と3番の2件について付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎 委員	2番と3番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず2番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 農地区分は第3種農地と判断しました。 申請の事由は片平行政センターの空調改修工事に伴う仮設現場事務所、工事車両置場のための一時転用です。 申請地は片平行政センターに隣接しており、汚水の発生はありません。 周辺農地への影響もありません。 工事終了後は原状復帰するという確約書が添付されています。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 次に3番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、農家住宅です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 9月12日に現地確認して来ました。使用貸人と使用借人は祖父と

	孫の関係です。将来の営農継承と生活設計を考えての申請です。 周辺農地は祖父の土地で営農に支障はありません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2番と3番の2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず2番ですがタブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エー(ア)-a-(b)で甲種農地の要件を満たしていない、鉄道の駅、軌道の停車場、船舶の発着場、インターチェンジ又は県庁、市役所、町村役場（これらの支所を含む。）並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲おおむね300m以内の公共施設至近距離農地です。 申請地は片平行政センターから300m以内の距離にあります。 許可基準は2-1-(1)-エー(イ)で、1番同様です。 次に3番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カー(ア)で4条 2番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、4条2番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番と3番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番と3番の2件について、許可と決します。 次に4番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。

濱津職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	4 番について、調査の結果を報告いたします。 9 月 2 日に事務局職員とともに現地確認して来ました。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は郡山市発注の水道工事に伴う資材置場、作業場のための一時転用です。 農地区分は農用地です。 申請地は 2 か所で、うち高林は東が道路で周囲の農地は作付けされていません。 また、小段の周囲は全て道路に囲まれているため、周辺農地への影響はありません。 調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく、一時転用後、農地として利用できる状態に回復すると認められますので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いします。
濱津職代	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	4 番 1 件について、調査結果の補足説明をいたします。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地 2－1－（１）－ア－（ア）で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は 2－1－（１）－ア－（イ）－c で、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定に定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
濱津職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。

	(質問、意見なし)
濱津職代	4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
濱津職代	異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決します。 なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので 福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。 議長交代いたします。
議 長	議長、交代いたしました。 次に5番と6番の2件について付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野 和介 委員	5番と6番の2件について、調査の結果を報告いたします。 9月2日に会長と事務局職員とで現地調査を行いました。 まず5番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、店舗の従業員用駐車場です。 農地区分は第1種農地と判断しました。 借人は店舗建て替え中で、新店舗ではテナントの増加に伴い、 従業員数の増加が見込まれています。このため駐車場として約700台の 駐車スペースを確保する必要があります。 来客用駐車場は屋上駐車場を活用することにより、必要台数を 確保する計画です。 一方、店舗敷地内の駐車場は来客用駐車場として使うことで 余裕がなく、従業員用駐車場を新たに設置することが困難です。 このため農地を転用して駐車場を確保することにしました。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 次に6番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、ビニールハウスでのいちご栽培、加工食品を トレーラーハウスで現地販売します。 農地区分は農用地です。 申請地は農地法の許可を受けずに平成13年頃から使用しており、

	顛末書が添付されています。 雨水は自然浸透及び市道側溝へ排出します。 汚水は浄化槽で処理し、市道側溝へ排出します。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	5番と6番の2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず5番ですがタブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で、既存の施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業（拡張に係る部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限る。）です。 次に6番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で4番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる農業用施設事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明いたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番と6番の2件について、許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番と6番の2件について、許可相当と決します。 なおこの2件につきましては、転用面積が30aを超えていますので

	福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。 次に 7 番 1 件について付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野 和介 委員	7 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 9 月 10 日、申請人とともに現地調査を行いました。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、農家住宅です。 農地区分は第 1 種農地と判断しました。 使用借人は現在、実家に両親と祖母、兄弟 3 人の計 6 人で生活しています。実家の老朽化もあり、住宅の新築を計画していましたが、実家敷地西側は 2 m 以上の高低差があり、かつがけ地条例に該当するため、建築できません。 両親や祖母の生活環境を考え、近くに建築したいと思い、申請に至りました。先祖代々、住んでいる場所であり、家族の生活も便利です。 調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	7 番 1 件について、調査結果の補足説明をいたします。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第 1 種農地 2－1－（１）－イ－（ア）－a で甲種農地の要件を満たしていない、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。 許可基準は 2－1－（１）－イ－（イ）－c－（e）で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）

議 長	7番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、7番 1件について、 許可と決します。 次に8番1件について付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。
北島 繁和 委員	8番1件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、福島県発注の河川岸改良工事に伴う資材置場への 一時転用です。 9月8日に事務局職員と現地調査を実施し、12日に借人担当者に 申請内容の確認を行いました。申請地の地目は田ですが、生産調整で 牧草を栽培していた農地です。 工事は車両通路に鉄板を敷いて、プレハブの現場事務所と仮設 トイレを設置するため、汚水は発生しません。 雨水は自然浸透及び西側市道側溝への自然流下になります。 また、資材の高さを1.5m以下におさえて、田んぼへの 日照等の影響をないようにします。 工事終了後は、原状の農地に戻す確約書が提出されています。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、 確約書も添付されており一時転用後、農地として利用できる状態に 回復すると認められますので許可相当と思われますが、 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	8番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-ア)で4番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-イ)-c)で、4番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	8番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、8番 1件について、許可と決します。 なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。 次に9番と10番の2件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	9番と10番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず9番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、農家住宅及び物置です。 農地区分は第1種農地と判断しました。 9月10日、現地調査及び聴き取り調査を行いました。 阿武隈川河川改修事業に伴い、自宅を移転せざるを得なくなり申請に至りました。 申請目的実現につきましては、資金の準備が完了しており、確実に実現すると認められます。 申請地の北と東側が道路で、南と西側の農地には日照及び通風等の被害が発生しないように建物を配置します。 汚水は集水枡を設置し、東側側溝へ勾配を設け排水します。 次に10番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、農業用倉庫です。 農地区分は農用地です。 使用貸人と使用借人は親子関係です。 申請地の南と東側は道路で、北側は申請人の農地、西側は阿武隈川の新しい堤防になります。 雨水は自然浸透で、日照等の影響がないように建物の配置をします。

	調査の結果、２件とも農地法第５条第２項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	９番と１０番の２件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず９番ですがタブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 ２農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第１種農地２－１－（１）－イー（ア）－bで甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。 許可基準は２－１－（１）－イー（イ）－c－（e）で、７番同様です。 次に１０番の２農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地２－１－（１）－ア－（ア）で４番同様です。 許可基準は２－１－（１）－ア－（イ）－b で、６番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	９番と１０番の ２件について、許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、９番と１０番の ２件について、許可と決します。 以上で、議案第３号を終わります。 続いて、議案第４号「非農地に関する判断について」を議題といたします。 １番から４番までの４件について付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。
先崎孝太郎 委員	１番から４番までの４件について、調査の結果を報告いたします。 申請の目的は地目変更のためです。

	8月31日に事務局職員と合同調査を行いました。 まず田村1番ですが、所有者及び土地の表示は記載のとおりです。平成の始め頃、父親が耕作しなくなってから耕作を止めました。 次に田村2番ですが、所有者及び土地の表示は記載のとおりです。約20年前の台風で畦畔が崩落したため、耕作を断念しました。 次に田村3番ですが、所有者及び土地の表示は記載のとおりです。周りが耕作しなくなったため、猪の被害もあり15年くらい前、耕作しなくなりました。 次に田村4番ですが、所有者及び土地の表示は記載のとおりです。25年前頃から耕作していません。 1番から4番まで、同じ場所で山林の傾斜地に沿った段々と連なっています。 両側は山林であり、柳や雑木等が繁茂して原野化しており農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番から4番までの4件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番から4番までの4件について、 非農地と決めます。 次に5番 1件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	5番1件について、調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 9月1日に事務局職員と現地調査を行いました。

	山林に近い農地だったため、長年の放置により雑木が巨大化、篠竹が隙間なく発生している状況です。 農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番1件について、 非農地と決めます。 次に6番 1件について付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。
中尾 一明 委員	6番1件について、調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 8月31日に事務局職員と現地調査を行いました。 申請地は申請人の自宅近くで、話を聴くことができました。 昭和の頃までは桑畑として耕作していましたが、それ以降は耕作しておらず、現在は山林化して周囲の山林と一体化していました。 よって、農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	6番1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、6番1件について、 非農地と決めます。 次に7番 1件について付議いたします。

	吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛委員	7 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 9 月 1 日に事務局職員と現地調査を行いました。 砂畑と橋場の上の筆は 5 m くらいの柳の林になっています。 他の 3 筆は竹やつる状の草に覆われています。 よって、5 筆とも農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7 番 1 件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、7 番 1 件について、 非農地と決めます。 以上で、議案第 4 号を終わります。 続いて、議案第 5 号「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	県農業会議より、本年12月 1 日に開催予定の本県選出国會議員への要請集会において、「本県農業の発展に向けた要請」を行うためにその要請内容について各農業委員会で組織検討をするよう依頼がありました。 議案第 5 号別紙は、県農業委員会が作成した要請の検討素案となっています。 この検討素案は県農業会議が県内各市町村の農業委員会から要請・要望事項の報告を受け、その内容を基に作成したものです。 本市の要請・要望事項は 6 月総会で承認をいただき、県農業会議に報告しております。 別紙検討素案の下線箇所は、本市農業委員会からの要請・要望事項が反映されている箇所になります。

	本議案はこの検討素案に対し、郡山市農業委員会として意見があるかどうかお諮りするものですが、原案のとおりでよろしいと思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、１番 １件について 原案のとおり決します。 以上で、議案第５号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、１番と２番の２件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第１号を終わります。 続いて、報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、１番から１２番までの１２件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第２号を終わります。 続いて、報告第３号「農地法第１８条第６項の規定による 通知について」 次のとおり１番 １件について通知書の提出があったので報告する。 報告第３号を終わります。 ただいまの 第１号から第３号までの報告について ご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)

議 長	以上で報告事項を終わります。 その他ございませんか。
	(な し)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第30回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第30回総会（令和8年9月17日開催）の概要

第3条 農地の移動は

14件で、田 21, 112㎡ 畑 9, 879㎡でした。

第4条 農地の転用は

2件で、農家住宅1件、進入路1件でした。

第5条 農地の転用は

10件で、農家住宅3件、農業用倉庫1件、農業用施設1件、資材置場1件、駐車場1件、一時転用3件でした。